

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	2025年4月1日		
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
事業拡大のため	事務	3名	15時間		6回	80時間	25%	720時間		25%	
限度時間を超過して労働させる場合における手続			従業員代表者に対して事前に通知する。ただし、やむを得ない事由により事前に通知することができない場合には、事後、速やかに通知することとする。								
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			(該当する番号) ①、⑧、⑨	(具体的内容) 対象労働者へ産業医による面接指導の実施および必要に応じて産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。また労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換を行う場合がある。							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 4月 1日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 スタッフ
氏名 河野 洋子



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することと明らかにして行われる投票・選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2025年 4月 1日

使用者 職名 代表取締役社長
氏名 上村 卓也



受付
令和7年3月7日
新宿労働基準監督署